

平成 15 年度 第一回 東京都食品安全情報評価委員会
微生物専門委員会（カンピロバクター部会） 次第

平成 15 年 9 月 4 日(木)
午前 9 時 30 分開会
都庁第一庁舎 26 階
審 議 室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 座長選出・副座長指名
- 4 議事
「カンピロバクター食中毒」についての検討
- 5 今後の予定
- 6 閉会

【資料】

- 資料 1 第一回評価委員会の資料及び議事録からの抜粋
- 資料 2 カンピロバクター食中毒発生状況
- 資料 3 カンピロバクター食中毒発生防止に係る関係者への通知
- ・平成 12 年 2 月 23 日付「鶏肉の生食について」
 - ・平成 15 年 6 月 11 日付「調理実習等における事故防止について」
- 資料 4 都内流通鶏肉検査結果
- 資料 5 食肉等のカンピロバクター汚染状況
- 資料 6 国内カンピロバクター検出状況

東京都食品安全情報評価委員会微生物専門委員会

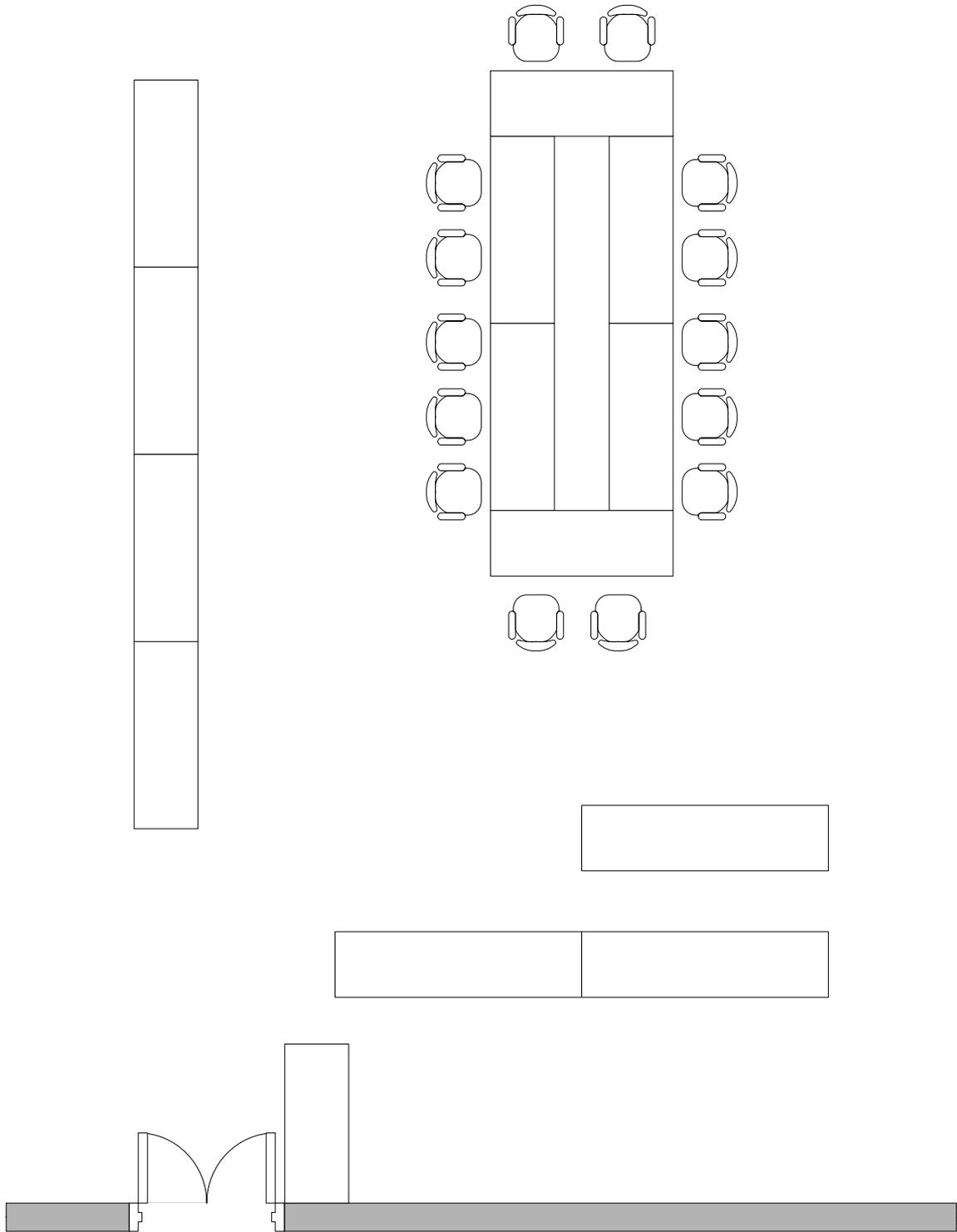
(カンピロバクター部会) 委員名簿(五十音順)

氏 名	所 属 等
あお 碧 海 ゆ 西 葵	消費生活アドバイザー
い 伊 藤 たけし 武	麻布大学客員教授
かす 春 日 ふみ 文 子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第二室長
こ 小 久 保 や 彌 太 郎	(社)日本食品衛生協会技術参与
なか 中 桐 ヒ 口 ミ	公募委員
なか 中 村 あき 明 子	共立薬科大学客員教授
はっ 服 部 ゆき 幸 應	学校法人服部学園理事長
はやし 林 ゆう 裕 造	元国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長
まえ 前 田 やす 安 彦	宇都宮大学名誉教授
もろ 諸 角 さとし 聖	健康安全研究センター微生物部長

都 職 員 名 簿

役職	氏名
安全対策課長	秋山 義和
食品監視課長	奥澤 康司
食品医薬品安全部副参事（安全情報担当）	小川 誠一
食品医薬品安全部副参事（危機管理担当）	古田 賢二
健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科長	甲斐 明美
安全対策課課長補佐（安全情報係長）	栗田 滋通
食品監視課課長補佐（業務係長）	佐藤 史郎
食品監視課課長補佐（乳肉水産係長）	廉林 秀規
食品監視課規格基準係長	薩埵 真二
食品監視課食中毒調査係長	福田 博保
食品監視課連絡調整担当係長	中村 重信
食品監視課食鳥検査担当係長	高木 達也
健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科主任研究員	横山 敬子
安全対策課安全情報係次席	早乙女 芳明
安全対策課安全情報係次席	湯浅 秀明

座 席 表



東京都食品安全情報評価委員会設置要綱

14 健 安 安 第 1521 号
平成 15 年 3 月 24 日 決定

(設置)

第 1 東京都における食品等の安全を確保するため、学識経験を有する者の参加を得て、各種情報の収集、分析及び評価等を行い、食品等の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、東京都食品安全情報評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項に関して調査・検討し、健康局長（以下「局長」という。）に報告する。

- (1) 食品等の安全に関するリスク情報等の収集に関すること。
- (2) 食品等の安全に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。
- (3) リスクコミュニケーションの方法等に関すること。
- (4) その他、食品等の安全に関すること。

(構成)

第 3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 17 名以内
- (2) 都民からの公募者 3 名以内

(委員の任期)

第 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6 委員会は局長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、又はその他の方法で意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第7 委員会に専門委員会を設置する。

- 2 専門委員会の運営について必要な事項は、局長が別に定める。

(会議等の公開)

第8 会議及び会議に係る検討資料、会議録等(以下「会議録等」という。)は原則として公開する。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付けることができる。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、健康局食品医薬品安全部安全対策課において行う。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

東京都食品安全情報評価委員会専門委員会設置要領

14 健 安 安 第 1521 号
平成 15 年 3 月 24 日 決定

(設置)

- 第 1 東京都食品安全情報評価委員会設置要綱(以下「要綱」という。)に基づき、東京都食品安全情報評価委員会(以下「委員会」という。)にリスク評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項以外の専門委員会を置くことができる。

(所掌事項)

- 第 2 専門委員会は、次の事項を調査・検討し、委員会に報告する。
- (1) 微生物に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。
- (2) 化学物質に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。

(構成等)

- 第 3 専門委員会は、委員会の委員のうちから会長が指名する委員及び会長が指名する者のうちから、健康局長が別に委嘱又は任命する委員 10 名以内をもって構成する。
- 2 前項の専門委員会にのみ属する委員の任期は、要綱第 4 (委員の任期) に準ずるものとする。

(座長及び副座長)

- 第 4 専門委員会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第 5 専門委員会は会長が招集する。

(会議等の公開)

- 第 6 会議及び会議に係る検討資料、会議録等(以下「会議録等」という。)は原則として公開する。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付けることができる。

(庶務)

第 7 専門委員会の庶務は、健康局食品医薬品安全部安全対策課において行う。

(補則)

第 8 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 6 月 1 9 日から施行する (15 健安安第 422 号)

カンピロバクター食中毒検討項目及び資料

- 1 カンピロバクター食中毒発生の推移と現状について確認(資料2、3)

- 2 カンピロバクター汚染実態について確認(資料4、5、6)

- 3 対策を検討し、当面の対策と中長期的対策とするものの仕分け

- 4 当面の対策をまとめるにあたって、不足している情報の収集方法及び提言のまとめ方

- 5 中長期的対策をまとめるにあたって、不足している情報の収集方法及び今後の方向性

< 資料 >

- 資料1 第一回評価委員会の資料及び議事録からの抜粋
- 資料2 カンピロバクター食中毒発生状況
- 資料3 カンピロバクター食中毒発生防止に係る関係者への通知
 - ・平成12年2月23日付「鶏肉の生食について」
 - ・平成15年6月11日付「調理実習等における事故防止について」
- 資料4 都内流通鶏肉検査結果
- 資料5 食肉等のカンピロバクター汚染状況
- 資料6 国内カンピロバクター検出状況